

委託業務受託候補者の選定を公募型プロポーザル方式で実施しますので、次のとおり公募します。

令和2年9月23日

京都市長 門川 大作

新京野菜の消費拡大業務に関する受託者応募要領

1 委託業務

新京野菜の消費拡大業務

2 業務の目的

京都市が大学等と連携して開発・普及を進めている新京野菜(12品目)について、電子リーフレットの作成・配布やイベントの運営、京の黄真珠・京北子宝いも・京の里だるま・みずき菜を使った新メニューの開発・新商品の試作等により、新京野菜の情報発信と消費拡大を図る。

3 業者選定の趣旨

情報誌の作成・配布やイベントの開催、新メニューの開発・新商品の試作等に当たっては、生産者や専門家の意見、消費者のニーズを反映するとともに、電子リーフレットや新メニューについては、消費者が必要な情報を読み取りやすく、長く保管・利用してもらえる工夫が求められる。

そこで、受託候補者の選定については、競争性の確保を図るとともに、提案能力やデザイン能力等についても選定の判断材料とすることから、プロポーザル方式により、受託候補者を広く募集することとする。

4 委託業務内容

別紙仕様書のとおり

5 委託金額の上限

金1,650,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

6 応募資格

次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿若しくは同規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 応募申請書等の提出の日から受託候補者選定結果の通知の日までにおいて、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止措置を受

けていない者であること。

- (3) 京都市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団並びに同条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者が所属する組織等でないこと。

7 応募方法

(1) 提出書類

ア 応募申請書（様式1）及び類似業務実績一覧（様式2）

イ 企画提案書

「新京野菜の消費拡大業務仕様書」の内容に基づき、「新京野菜の消費拡大業務に関する受託候補者選定審査基準」を参考に作成し、紙文書で原本1部、複写5部を提出すること。

ウ 見積書（消費税は内書きで記載）

受託業務実施に当たっての見積書（積算根拠が分かるように記載したもの）原本を1部、複写5部を提出すること。

(2) 受付期間

ア 令和2年9月23日（水）から同年10月7日（水）までの平日午前9時から午後5時までとする。

イ 受付期間の終了後においては、提出書類の内容の変更は受け付けない。

(3) 提出方法等

下記12の担当まで持参又は郵送により提出すること。

ただし、郵送の場合は、令和2年10月7日（水）消印有効とする。

(4) その他

ア 提出書類は理由のいかんに関わらず返却しない。

イ 選定された提案は、本市との協議により、修正又は変更を行う場合がある。

8 受託候補者の選定方法

(1) 提出された見積金額が委託金額の上限を超えている場合は、失格とする。

(2) 提案内容が仕様書を満たしていない場合は失格とする。

(3) 応募者から提出された企画提案書及び見積書については、「新京野菜の消費拡大業務受託候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、「新京野菜の消費拡大業務に関する受託候補者選定審査基準」に基づき項目別に評価し、評価点の合計が60点以上の者のうち、最も高い合計点を得た者を受託候補者として選定する。

なお、応募者が1社であった場合でも、プロポーザルが成立することとし、評価点の合計が60点以上であり、かつ、受託候補者として適切と判断された場合は、受託候補者として選定する。

(4) 選定委員会における審査の結果、選定した受託候補者の名称及び評価点を京都市のホームページで公表する。

なお、選定手続が完了する前は、提案者数や提案者名など選定に係る情報について公表しない。

9 委託契約の締結

(1) 契約金額

提案書類提出時に提出された見積書に記載された金額をもって契約金額とする。

(2) 契約期間

契約締結日の翌日から令和3年3月31日（水）まで

(3) 契約の締結等

- ア 選定した受託候補者と契約条件を確認及び協議のうえ、契約を行う。
- イ 受託候補者となった者は、速やかに所定の契約書を提出しなければならない。
- ウ 受託候補者となった者が前項の手続きを行わないときは、当該委託業務に係る契約は締結されなかったものとみなす。

10 質疑

応募方法や委託業務の仕様内容等について質疑がある場合は、質疑書（任意様式）を持参又は電子メール若しくはFAXにより提出すること。口頭による質疑は受け付けない。ただし、本市が軽微な質問と判断した場合についてはこの限りでない。

なお、FAXの場合は必ず電話での着信確認を行うこと。

(1) 提出先

下記12の担当まで

(2) 提出期間

令和2年9月23日（水）から同年9月30日（水）までの平日午前9時から午後5時までとする。

(3) 回答方法

質疑に対する回答は、令和2年10月2日（金）午後5時までに京都市情報館に公開することによって行う。

11 その他

応募に要する費用は、すべて応募者の負担とする。

12 担当

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局農林振興室農林企画課（担当：宇佐美，杉本）

TEL 075-222-3351

FAX 075-221-1253

E-mail norinkikaku@city.kyoto.lg.jp

(様式1)

応 募 申 請 書

年 月 日

(宛先)
京 都 市 長

住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名

㊞

下記の件に係る公募について応募申請します。
なお、添付した書類については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 件 名 新京野菜の消費拡大業務
- 2 添付書類
 - ・提案書（任意様式）
 - ・類似業務実績一覧（様式2）
 - ・見積書
- 3 連絡先 担当部署名
担 当 者
電 話 番 号
E - mail

(様式2)

年 月 日

類似業務実績一覧

委託機関名	業務の名称	業務の概要（実施年度）

※行が不足する場合は、適宜様式に行を追加してください。